

5 保育料について

認可保育施設の保育料を完全無償化

(1) 認可保育施設の保育料無償化について

由布市はこれまで保護者負担となっていた住民税課税世帯の第1子の子どもにかかる保育料について、令和7年4月1日から**無償**としています。

認可保育施設を利用する3歳未満児の保育料については、住民税非課税世帯の子どもは**無償**、第2子以降の子どもは多子軽減制度（国）やにこにこ保育支援事業（県・市）により**無償**となります。

クラス	出生順位	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
0～2歳児	第1子	無償	無償 （由布市独自の制度）
	第2子		無償
	第3子以降		（多子軽減制度・にこにこ保育支援事業）
3～5歳児	第1子	無償 （国の無償化事業）	
	第2子		
	第3子以降		

(2) 副食費について（対象：3歳児から5歳児）

①次に該当する場合は、副食費が免除となります。

- ・世帯の市町村民税所得割の合計額が57,700円未満の場合。
- ・ひとり親世帯であり、世帯の市町村民税所得割の合計額が77,100円以下の場合。
- ・対象児童が家庭において、未就学児の最年長児から数えて第3子以降の子どもの場合。

尚、副食費免除の算定は4月から8月は前年度市町村民税、9月から3月は当年度市町村民税で行います。

②副食費徴収対象となった方のうち、4歳児及び5歳児については月額4,700円を限度に副食費の助成を行っています。月額4,700円を超える部分の費用については保護者負担となります。